

# 令和7年度工事成績評定の結果について（報告）

令和7年度に完了検査を合格した狛江市発注工事における工事成績評定の結果について、狛江市工事成績評定規程（平成25年規程第5号）第10条第3項の規定に基づき、報告します。

## 検査重点項目及び工事成績評定結果

契約の適正な履行を確保するため、厳正かつ公平を旨として検査を実施し、130万円を超える請負工事について、監督員及び検査員が厳正かつ公平に工事成績評定を行った。

### 令和7年度の検査における重点項目

#### ●適切な施工体制及び週休二日制対象工事の適切な管理の確認

現場における週休二日制の確保については、令和6年4月より、建設業における時間外労働の上限規制が適用され、狛江市においても昨年度に引き続き重点項目として注視したが、大きな指摘事項はなく、施工体制の管理が適正に行われていた。

また、施工体制の管理については、令和7年度の建設業法の改正により、現場に配置する技術者の専任制度の見直しが行われたが、これにおいても適切に配置されていた。

#### ●熱中症予防対策の確認

令和7年6月より労働安全衛生規則が改正され、事業者に対し、現場における交通誘導等の警備業務も含めた建設業従事者の熱中症防止措置が義務化された。これに伴い、狛江市においても施工計画書等に熱中症防止対策のための具体的な内容を記載し、措置の徹底を促した。特に著しく不適切な現場は見受けられなかったが、今後はより具体的な配慮や措置を求め注意深く管理していく必要がある。

#### ●中間検査や現場巡回の活用

施工中の現場状況を見ることで、受注者の現場での配慮や創意工夫について確認することができた。工事書類だけでは把握しづらい実際の管理状況を把握できる機会として、今後も活用していきたい。

令和7年度の総合評定点について、その点別件数に着目すると、前年度に比べ70点から79点の間で評定された工事が多かったといえる。また、総合評定点の平均についても、前年度の72.4点から73.7点と伸長しており、前年度に対し全体的に成績の向上が見られた。

加えて、65点未満にて契約履行の不良と評定され改善計画書提出義務を負った業者は令和7年度においてもおらず、工事における労働災害や施工不良も見受けられなかった。

工種別総合評定平均点については、建築工事の74.8点と比べ土木工事は72.4点と低くなっているものの、過去2カ年と比較するとその差は僅差といえる。土木工事に関しては、不可視部分の施工管理内容について、もっと積極的に完了図書を充実させると加点要素が増すと考えており、今年度における監督員の指導に期待したい。

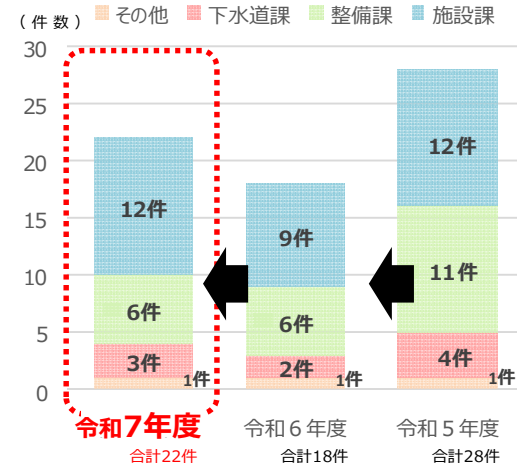
## 総評

平成30年度から狛江市工事成績評定結果の活用基準（平成30年3月30日市長決裁）を施行し、工事成績評定を契約事務等に活用しているが、令和7年度の工事成績から、令和8年度において優先指名（75点以上）できる業者は11者となった（狛江市HP公表となる80点以上の対象業者はなし。）。優先指名業者が半数を占めたことは、受注業者自身の尽力と、監督員と受注業者とが工事内容について密に連携し、適切かつ効率的に現場を完成させた結果といえる。

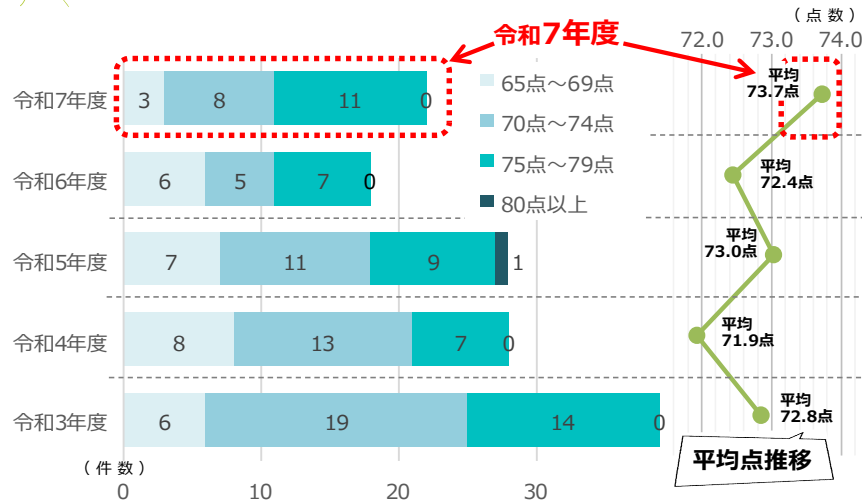
また全体として、建築工事については、施工体制の規模が大きく施工管理が難しいが、工事監理業者と協力しながら適正に工事管理している印象であった。一方、土木工事については、市内業者による施工が多く、長年の信頼関係を活かした綿密な報連相により、柔軟に施工計画等の改良を図っている印象であった。

本年度においても、引き続き、監督員と受注業者が密な連絡体系をとり、適正かつ安全に、施工管理の徹底と工事の履行をお願いしたい。

## 完了検査の実施件数（3カ年推移）



## 総合評定点別件数及び平均点推移



## 工種別総合評定平均点の年度別推移

